

施工プロセスチェック要領

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、工事の施工段階において、契約の履行を確保するための監督業務及び検査業務を確実に行うことが重要である。

特に監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適切な施工体制を確保することが重要である。

本要領は、各担当部局が所管する請負工事について、工事現場の適切な施工体制を確保することを目的とする。

(根拠法令：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条)

2 確認対象工事

各部局が所管する契約中の請負工事で、請負金額1,000万円以上の工事。建築一式工事においても1,000万円以上の工事を対象とする。

現場の技術者専任性に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額3,500万円以上の工事。ただし、建築一式工事においては7,000万円以上の工事）について行うものとする。

施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第24条の7第1項に該当する工事（下請負の総額が4,000万円以上の工事。ただし、建築一式工事においては6,000万円以上の工事）について行うものとする。

ただし、確認月の前月1日以降に契約した工事及び確認月中に完成する工事については準備又は後片付け期間として当該確認月の確認対象から除くものとする。また、工場製作中、早期完成等監理技術者の専任を要しない工事についても対象外とする。

3 現場確認の実施時期

確認の実施時期については、施工プロセスチェックリスト（別紙-1）による。

(建築は、工事成績採点表（建築）の別紙-4（チェックの目安）による。)

(1) 契約後等の確認

契約後は当初契約、変更後は工期内に行う変更契約、交代時は現場代理人又は配置技術者に交代があった時の、それぞれ翌月又は翌々月の1日から7日の間の任意の日を実施する。

(2) 施工中3ヶ月毎の確認

3ヶ月毎の確認は、第1四半期は5月、第2四半期は8月、第3四半期は11月、第4四半期は2月の1日から7日の間の任意の日を実施する。

(3) 施工中適宜の確認

適宜の確認は、確認が必要な時に実施するが、1回/3ヶ月以上実施するように努めること。

(4) 施工中臨時の確認

3ヶ月毎の確認で不適正な項目があった工事は、改善状況を確認するため臨時の確認を翌月に実施する。また臨時の確認において不適正な項目があった工事は更に翌月に改善状況を確認するため臨時の確認を再度実施する。なお、臨時の確認では前月に適正であった確認項目についても確認する。

(5) 低入札価格調査対象工事の確認

低入札価格調査の対象となった工事については、1回/3ヶ月及び適宜を1回/月に読み替え、施工中毎月確認することとし、1日から7日の間の任意の日を実施する。

4 確認項目と根拠法令等

確認項目		確認内容	根拠法令等	
1 I 施工体制一般	○工事実績データ	工事実績データの作成、登録	・仕様書第1編1-1-5	
	○建設業許可	一般建設業許可の下請け契約の締結の制限	・業法第3条第1項第2号 ・業法第16条第1項 ・業法施行令第2条	
		建設業許可を受けたことを示す標識の掲示	・業法第40条	
	○下請負者の状況	公共工事における一括下請けの禁止	・適正化法第12条	
		営業停止期間中及び指名停止期間中の下請契約の禁止	・業法第28条第1項第8号 ・指名停止措置要領第7条	
		下請負者の建設業許可	・業法第3条第1項第1号	
	○施工体制台帳、施工体系図	施工体制台帳の作成・備え置き	・業法第24条の7第1項	
		下請人に対する通知	・業法規則第14条の3	
		再下請の通知	・業法第24条の7第2項	
		発注者への提出	・適正化法第13条第1項	
		発注者の点検	・適正化法第13条第2項	
		施工体系図の作成・掲示	・業法第24条の7第4項	
		施工体系図の掲示	・適正化法第13条第3項	
	○建設業退職金共済制度	掛金収納書の提出	・仕様書第1編1-1-40第5項 ・入札のしおり第23	
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示	・適正化指針4(4)ハ	
		建設業退職金共済証紙の配布	・入札のしおり第23	
	○労災保険	労災保険関係成立票の掲示	・適正化指針4(4)ハ	
	II 配置技術者	○現場代理人	現場代理人の現場常駐	・契約書第10条第2項
			監督員との連絡調整	
		○元請負業者の監理技術者(主任技術者制度)専任制	制限付き以上における入札参加資格確認資料に記載された配置予定	・入札公告等
監理技術者の設置			・業法第26条第2項第4項	
監理技術者の資格要件			・業法第15条第2号	
主任技術者の設置			・業法第26条第1項	
主任技術者の資格要件			・業法第7条第2号	
資格者証の常時携帯			・業法第26条第5項	
専任制の確認			・業法第26条第3項 ・入札公告等	
○専門技術者		附帯工事の施工における専門技術者の選任	・業法第26条の2	
○下請負業者の主任技術者		主任技術者の設置	・業法第26条第1項	
	主任技術者の専任性の確認	・業法第26条第3項		
○作業主任者	作業主任者の選任	・安衛法第14条		
○現場技術者	現場技術者との対応	・仕様書第3編1-1-3		

用語の定義

適正化法:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針:公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

業法:建設業法、業法施行令:建設業法施行令、業法規則:建設業法施行規則

安衛法:労働安全衛生法、安衛規則:労働安全衛生規則

契約書:建設工事請負契約書、仕様書:土木工事共通仕様書

確認項目		確認内容	根拠法令等
2 施工 状況	I 施工 管理	○設計図書の照査等	設計図書の照査 ・契約書第18条第1項 第1号～第5号 ・仕様書第1編1-1-3
		○施工計画書	施工計画書 ・仕様書第1編1-1-4
		○施工管理	施工管理 ・仕様書第1編1-1-23
		○検査(確認を含む) 及び立会等の調整	監督員による検査(確認を含 む)及び立会等の調整 ・仕様書第3編1-1-5
		○支給品及び貸与品	・契約書第15条 ・仕様書第1編1-1-16
		○建設副産物 及び建設廃棄物	・仕様書第1編1-1-18
		○指定建設機械類の 確認	・仕様書第1編1-1-30
	II 工程 管理	○契約工程表	工程查の作成、提出 ・契約書第3条
		○工事の着工	・仕様書第1編1-1-8 ・入札のしおり第24
		○工程管理	工期内完成 夜間休日の作業 ・契約書第1条第2項 ・仕様書第1編1-1-36
	III 安全 対策	○安全活動	安全訓練の実施 ・安衛法第59条 ・仕様書第1編1-1-26第8項
			過積載の禁止 ・仕様書第1編1-1-32第3項 ・入札のしおり指導事項2
			土留め支保の点検 ・安衛規則第373条
			仮締め切り等の点検 ・安衛規則第358条
			足場工の点検 ・安衛規則第567条
		支保工の点検 ・安衛規則第244条	
	○安全パトロールの 指摘事項の処理	安全巡視 ・仕様書第1編1-1-26第6項	
	IV 対外 関係	○関係機関等	関係官庁との調整 ・仕様書第1編1-1-26第11項 ・仕様書第1編1-1-35第1項
			地元住民等の苦情対応 ・仕様書第1編1-1-35第7項
			隣接工事との協力 ・契約書第2条 ・仕様書第1編1-1-11

5 確認後の措置

(1) 改善状況の確認

確認において、受注者である建設業者に不適正な点があった場合には、改善を指示すること。また改善状況を翌月に臨時で確認すること。

臨時の確認においても指示に従わない場合には、建設工事請負契約書第47条に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じるものとする。

(2) 確認結果の報告

監督員は、要領に規定する確認の実施時期に確認を実施した後、その結果を施工プロセスチェックリストにより担当課長に報告し確認を受けるものとする。

(3) 現場技術者の専任性（他工事との重複の有無）の確認

〔対象：請負金額3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上の工事〕

監督員は、元請業者の監理（主任）技術者の専任性について、確認結果が分かるコリンズの出力資料を施工プロセスチェックに添付して、担当課長に報告するものとする。

(4) 工事成績への反映

土木工事においては、プロセスチェックリスト（別紙-1）を作成し、施工プロセス総括表（別紙-5）に転記するものとする。

建築工事においては、建築工事成績評定様式の施工プロセスチェックリスト（建築工事）（別紙-4）のみ作成するものとする。

施工プロセスは、工事成績評定に反映させること。また、総括表とチェックリストは、成績カードと共に検査官へ提出するものとする。

（附 則）

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

別紙-1 (1/2) 施工プロセスチェックリスト

1. 工事番号 : _____
 2. 工事名 : _____
 3. 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 4. 請負業者名 : _____
 5. 現場代理人名 : _____

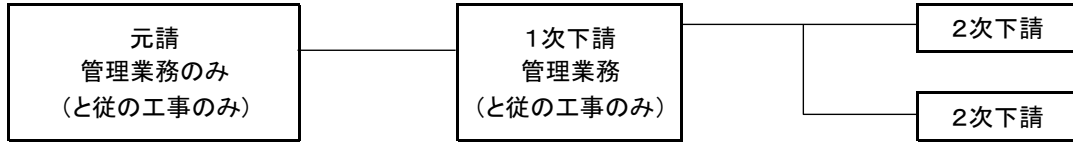
担当部署名 : _____
 監督員職・氏名 : _____
 点検日 令和 年 月 日 ()
 6. 請負金額 : _____
 7. 一次下請金額 : _____

項目	種別	細別	点検内容	点検の時期			点検結果			指示事項
				着手前	施工中	完成時	適正	不適正	対象外	
1 施工 体制 一般	I 施工 体制 一般	工事実績データ	◇事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。	契約後						
		建設業許可	□下請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合は、当該業種の特定建設業許可を受けている。 ○建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。		1回/3カ月					
		下請負者の状況	○注意する施工体系（別紙-2）に該当していない。		1回/3カ月					
			○下請負者の営業停止期間中又は指名停止期間中に下請け契約を締結していない。		1回/3カ月					
			○下請負金額が500万円以上の下請負者は、当該業種の建設業許可を受けている。		1回/3カ月					
		施工体制台帳、 施工体系図	□現場の施工体制台帳に、下請負契約書（写）及び再下請負通知書（写）が末端の下請負まで添付されており、全て請負金額が確認できる。		1回/3カ月					
			□現場の施工体制台帳及び添付書類と同一の書類を、発注者に提出している。		1回/3カ月					
			□施工体制台帳と施工体系図が整合している。		1回/3カ月					
			□施工体制台帳に、健康保険等の加入状況が末端の下請負人まで記載されている。		1回/3カ月					
			□施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。		1回/3カ月					
		建設業退職金 共済制度	□施工体制台帳及び施工体系図に記載のない業者が作業していない。		1回/3カ月					
			○掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出した。	契約後	増変更後					
			○「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、現場に掲示している。 ○建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。		1回/3カ月					
		労災保険	○労災保険関係の項目を、現場の見やすい場所に掲示している。		1回/3カ月					
		II 配置 技術者 等	II 配置 技術者 等	現場代理人	○現場代理人は、現場に常駐している。 ○現場代理人は、監督員との連絡調整を適切に行っている。		1回/3カ月			
元請負業者の 監理技術者 （主任技術者） の専任制	○配置予定技術者と監理技術者（主任技術者）届けが同一人であった。			着手前						
	○監理技術者資格者証の内容（会社名、資格業種等）又は主任技術者の資格要件を確認した。			着手前	交代後					
	○現場の技術者が監理技術者（主任技術者）届け本人である。			着手前	交代後					
	△監理技術者（主任技術者）が、現場に常駐している。				1回/3カ月					
	□監理技術者は資格者証を現地で携帯している。				1回/3カ月					
	△他工事との重複がない。（CORINS等の内容で確認する。）			着手前	1回/3カ月					
	○施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。			着手前	打合せ時					
○施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。				適宜						
専門技術者	○専門技術者を選任し、配置している。			着手前	適宜					
下請負業者の 主任技術者	○末端の下請負業者まで、全て主任技術者を選任している。			着手前	交代後					
	△専任の主任技術者が、全て現場に常駐している。				1回/3カ月					
作業主任者	○作業主任者を選任し、配置している。			着手前	適宜					
現場技術員	○発注機関が置いた現場技術員との対応が適切である。				適宜					

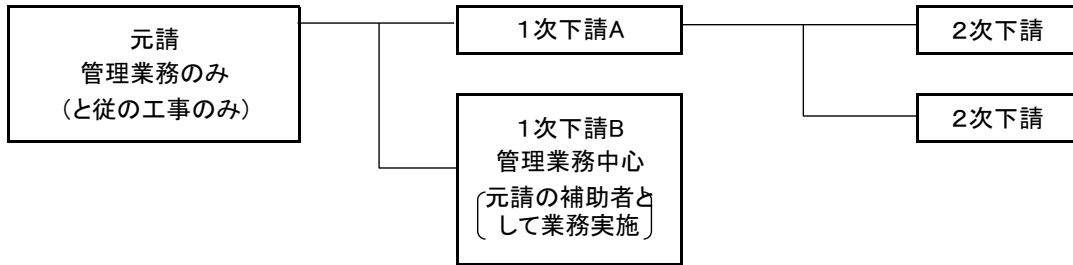
項目	種別	細別	点検内容	点検の時期			点検結果			指示事項
				着手前	施工中	完成時	適正	不適正	対象外	
2 施工 状況	I 施工 管理	設計図書の 照査等	○契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	着手前	適宜					
			○現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。	着手前	適宜					
		施工計画書	○施工（変更を含む）に先立ち、提出した。	着手前	適宜					
			○記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	着手前	適宜					
			○記載内容と現場施工方法とが一致している。		適宜					
			○記載内容（作業手順書等）と現場施工体制とが一致している。		適宜					
		施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理 ・イメージアップ	○工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適切に管理している。		適宜					
			○品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。		適宜					
			○日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。		適宜					
		検査（確認を含む） 及び立会い等の調整	○特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また地域等より評価されるものがある。		適宜					
○監督員の立会にあたって、あらかじめ立会願を提出している。			適宜							
支給品及び貸与品	○段階確認の確認時期が、適切である。		適宜							
	○受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。		適宜							
建設副産物及び建設 廃棄物	○請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。		適宜							
	○再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	着手前	適宜							
指定建設機械類の 確認	○指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。			1回						
II 工程 管理	契約工程表	○契約締結後7日以内（工期が1年以上の場合又は営繕工事は14日以内）に、契約工程表を提出した。	契約後	変更後						
		○工期の初日又は設計図書で規定した日から、30日以内に工事に着手した。	着手後							
		○工程計画のフォローアップを行っている。		適宜						
工事の着手 工程管理	○地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。		適宜							
	○工程計画にない夜間や休日の作業がない。		適宜							
III 安全 対策	安全活動	○新規入場者教育を実施した記録がある。		適宜						
		○安全教育・訓練等を半日/月以上実施した記録がある。		適宜						
		○安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY（危険予知）等を実施した記録がある。		適宜						
		○災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。		適宜						
		○店社パトロールを実施した記録がある。			1回/3ヶ月					
		○過積載防止に取り組んだ記録がある。		適宜						
		○重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置を行った記録がある。		適宜						
		○山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。		適宜						
		○足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施した記録がある。		適宜						
	○保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。		適宜							
安全パトロールの指 摘事項の処理	○各種安全パトロールでの指摘事項や正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。		適宜							
IV 対 外 関 係	関係機関等	○関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。	着手前	適宜						
		○地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行った記録がある。	着手前	適宜						
		○隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行った記録がある。	着手前	適宜						

注意する施工体系図

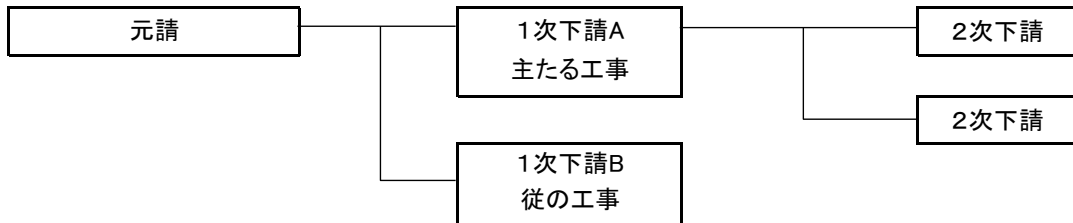
パターン1(管理業務を元請と下請で分担)



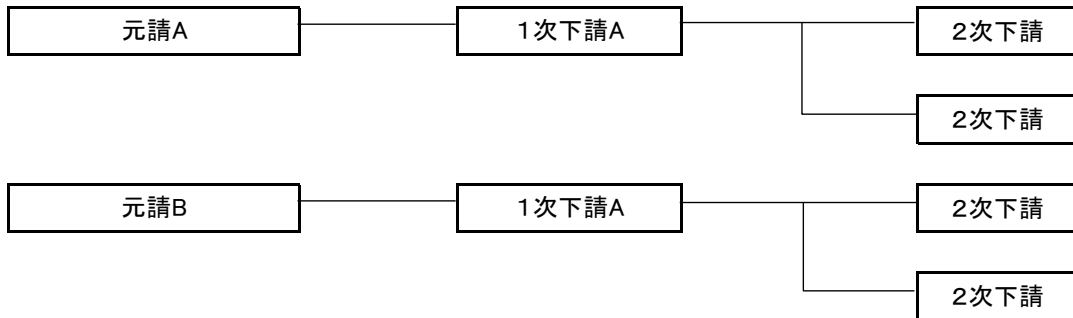
パターン2(管理業務を元請と下請で分担)



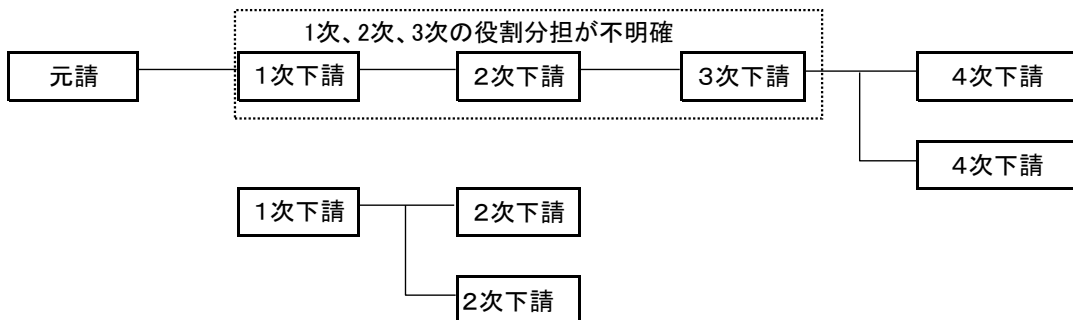
パターン3(1次下請Aが主たる部分を実施)



パターン4(異なる近接工事を同じ1次下請人が実施)



パターン5(下請負人の役割分担が不明確)



(注意事項)

1. 点検結果は、適正、不適正、対象外の何れかに✓マークを記入する。
2. 点検の時期
 - ①契約後：当初契約後。
 - ②変更後：工期内に行う変更契約後。
 - ③交替時：配置技術者に交替があった時。
 - ④適宜：点検が必要な時。ただし、1回/3ヶ月以上実施するように努めること。

3. 点検内容

点検内容の前の○◇△□の記号は点検対象工事の規模を表す。

○請負金額250万円以上の土木工事、500万円以上の建築工事（建築一式工事においては1,000万円以上）で点検する項目

◇請負金額500万円以上の工事について点検する項目

△建設業法第26条第3項に該当する工事(請負金額3,500万円以上の工事。

ただし、建築一式工事においては7,000万円以上の工事)について点検する項目。

□建設業法第24条の7第1項に該当する工事(下請負の総額が4,000万円以上の工事。

ただし、建築一式工事においては6,000万円以上の工事)について行うものとする。